

令和6年6月11日

保護者 様

県立姫路聴覚特別支援学校
校長 山本 幸生

気象警報発令に伴う「臨時休業」について（改訂版）

初夏の候、保護者のみなさまにおかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校教育活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、本校では4月当初に文書をお配りしましたが、先日の警報の折、わかりにくかった部分があると判断し、改定版をお配りすることにしました。尚、ストライキ等の記述につきましても現状に合わせて削除いたしました。ご確認の上、ご家庭でのご協力等よろしくお願い申し上げます。

なお、臨時休業となった場合は、自宅学習となります。お子様へのご指導よろしくお願い申し上げます。

記

悪天候による危険が予測される場合、本校規定により次のとおりとします。

<姫路市の警報について>

- (1) 午前6時現在、姫路市に暴風・大雨・洪水・大雪等、に関する「警報（波浪警報は除く）」が1つでも発令されている場合は「臨時休業」とします。
- (2) 午前6時以降に、上記の「警報」が解除されても当日は「臨時休業」とします。
- (3) 午前6時以降の登校時および登校後、上述の「警報」が発令された場合は学校からご家庭に連絡します。

<居住地に警報が出ている場合>

午前6時現在、居住地に上述の警報が発令されている場合は、「公欠」となります。（出席扱いになります） 自宅で学習してください。

この場合、8時～9時の間に保護者より学校へ連絡して下さい。

<その他の場合>

通学経路が警報発令や通学上の危険、交通機関の混乱等が予測される場合は、警報が発令されていなくても自宅学習をお願いします。この場合も「公欠」となります。（出席扱いになります）

上記と同様に、8時～9時の間に保護者より学校への連絡をお願いします。